

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和3年2月24日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榊井 政佐美

記

1 措置の内容の通知

平成29年度定期監査（総務部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八総総第216号

平成30年度定期監査（都市整備部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八都土事第42号

平成30年度定期監査（建築部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八建政第437号

令和元年度定期監査（水道局）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八水経第381号

令和2年度定期監査（学校園）の結果に対する措置

令和3年2月17日付け 八教総人第1126号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和2年度定期監査の結果に対する措置の内容

学校園

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 学校徴収金等に係る収入支出事務について</p> <p>学校徴収金等は、教育委員会において定められた八尾市学校徴収金等取扱要綱及び八尾市学校徴収金取扱マニュアルに基づき、各学校において事務処理が行われている。</p> <p>(1) 立替払により支出されているものが見受けられた。やむを得ず立替払となった場合は、支出伺書においてその理由を明確にしておくこと。また、立替払の精算までに期間を要しているものが見受けられたので、立替払後は速やかに立替者に支払を完了させること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年12月24日)</p> <p>やむを得ず立替払により支出した場合は、支出伺書においてその理由を明確にするとともに、速やかに立替者に支払うよう事務処理を改めました。</p>
<p>(2) 物品の購入において、個人所有のクレジットカードやポイントカードの使用により支払をしているものが見受けられた。公私混同しているとの疑義を招くおそれがあるので、このような支払処理は行わないこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年12月24日)</p> <p>物品の購入において、個人所有のクレジットカードやポイントカードの使用による支払を行わないよう事務処理を改めました。</p>
<p>(3) 支出伺書において決裁後、速やかに業者等への支払を行うべきところ、現金を支出してから支払までの期間が長期となっているものが見受けられた。現金取扱いのリスク軽減のために、現金を保管する期間が最小限となるよう事務処理を改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年11月24日)</p> <p>業者等への支払について、現金の出金後速やかに行うよう事務処理を改めました。</p>
<p>(4) 支出の根拠となる領収書等において、ただし書が未記入や宛名の記載がないため、購入物品が学校徴収金から支出すべきものかどうかの判別ができないものが見受けられた。また、収入伺書や支出伺書が起票されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年12月24日)</p> <p>収入伺書や支出伺書の起票漏れがないよう会計責任者が確認するとともに、支出の根拠となる領収書等のただし書や宛名等の必要事項を必ず確認するよう事務処理を改めました。</p>
<p>(5) 支出伺書において修正テープを用いているものや、金銭出納簿が全て鉛筆で記載されているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和2年12月1日)</p> <p>支出伺書や金銭出納簿等の公文書において修正テープ、鉛筆や消せるボールペンを使用しないよう事務処理を改めました。</p>

<p>2 学校徴収金未納者への対応について 学校徴収金未納金の徴収については、八尾市学校徴収金未納対応マニュアル（以下「未納対応マニュアル」という。）に基づき、保護者の理解を得ながら進めるとともに、担当者が変わった場合においても継続して対応することが求められている。</p> <p>(1) 未納者に対する交渉記録や入金管理票がなく経過が確認できないものが見受けられた。未納対応マニュアルに例示されている交渉記録（様式A）、未納調書（様式B）を必ず作成するとともに学校徴収金納入願（様式2）により保護者に定期的な通知を行うこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="695 150 849 192">措置状況</td> <td data-bbox="855 150 1465 192">1. 措置済(令和2年12月24日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="695 192 1465 788">未納者に対する交渉記録(様式A)及び未納調書(様式B)を作成するとともに、学校徴収金納入願(様式2)により保護者に定期的な通知を行うよう事務処理を改めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済(令和2年12月24日)	未納者に対する交渉記録(様式A)及び未納調書(様式B)を作成するとともに、学校徴収金納入願(様式2)により保護者に定期的な通知を行うよう事務処理を改めました。	
措置状況	1. 措置済(令和2年12月24日)				
未納者に対する交渉記録(様式A)及び未納調書(様式B)を作成するとともに、学校徴収金納入願(様式2)により保護者に定期的な通知を行うよう事務処理を改めました。					
<p>(2) 未納対応マニュアルにおいて、未納額の一括納付が困難な場合には、支払誓約書及び納付計画書の提出を求め、計画的な納付を促すことと定められているが、未納額が当初の納付計画作成時より増加しているにもかかわらず、納付計画の見直しが行われていないものが見受けられた。未納者と速やかに納付交渉を行い、未納者の状況を把握した上で、納付計画の見直しを促すなど、適切な対応を行うこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="695 797 849 840">措置状況</td> <td data-bbox="855 797 1465 840">1. 措置済(令和2年12月24日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="695 840 1465 1272">未納額が当初の納付計画作成時より増加している場合には、未納者と速やかに納付交渉を行い、未納者の状況を把握した上で納付計画の見直しを促すなど、適切な対応を行うよう事務処理を改めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済(令和2年12月24日)	未納額が当初の納付計画作成時より増加している場合には、未納者と速やかに納付交渉を行い、未納者の状況を把握した上で納付計画の見直しを促すなど、適切な対応を行うよう事務処理を改めました。	
措置状況	1. 措置済(令和2年12月24日)				
未納額が当初の納付計画作成時より増加している場合には、未納者と速やかに納付交渉を行い、未納者の状況を把握した上で納付計画の見直しを促すなど、適切な対応を行うよう事務処理を改めました。					
<p>3 市からの受託事業等に係る事務について</p> <p>(1) 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業は、児童・生徒や地域の実態に応じた学校独自の取組みを支援し魅力ある学校づくりを推進することを目的とした学校教育部指導課からの受託事業であり、同事業実施要綱及び同事業委託料基準に基づき、事業終了後に収支決算書を含めた事業実施報告書を同課に提出することとされている。</p> <p>収支決算書の根拠となる領収書を確認したところ、領収書の宛名や日付の記載がないものや、領収書にただし書等の記載がなく支出内容が確認できないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="695 1281 849 1323">措置状況</td> <td data-bbox="855 1281 1465 1323">1. 措置済(令和2年12月24日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="695 1323 1465 2045">支出の根拠となる領収書等のただし書や宛名等の必要事項を必ず確認するよう事務処理を改めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済(令和2年12月24日)	支出の根拠となる領収書等のただし書や宛名等の必要事項を必ず確認するよう事務処理を改めました。	
措置状況	1. 措置済(令和2年12月24日)				
支出の根拠となる領収書等のただし書や宛名等の必要事項を必ず確認するよう事務処理を改めました。					

<p>(2) 八尾市学校体育施設開放事業は、市民の自主的なスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、小中学校の体育施設を開放し、市民の使用に供することを目的とした事業で、教育総務部生涯学習スポーツ課から各小中学校に設置された学校体育施設開放運営委員会に委託され、各小中学校において会計事務を担っている。同運営委員会は、八尾市学校体育施設開放事業委託契約に基づき、事業終了後に事業実績報告書を同課に提出することとされている。</p> <p>事業実績報告書と支出の根拠となる領収書を確認したところ、事業実績が記載されていないものや領収書にただし書等の記載がなく支出内容が確認できないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="692 152 847 192">措置状況</td> <td data-bbox="852 152 1469 192">1. 措置済(令和2年11月24日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="692 199 1469 952"> <p>学校体育施設開放運営委員会において作成する事業実績報告書の事業実績を確認するとともに、支出の根拠となる領収書等のただし書や宛名等の必要事項を必ず確認するよう事務処理を改めました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済(令和2年11月24日)	<p>学校体育施設開放運営委員会において作成する事業実績報告書の事業実績を確認するとともに、支出の根拠となる領収書等のただし書や宛名等の必要事項を必ず確認するよう事務処理を改めました。</p>	
措置状況	1. 措置済(令和2年11月24日)				
<p>学校体育施設開放運営委員会において作成する事業実績報告書の事業実績を確認するとともに、支出の根拠となる領収書等のただし書や宛名等の必要事項を必ず確認するよう事務処理を改めました。</p>					
<p>4 修学旅行・林間学舎等関係事務について</p> <p>八尾市学校徴収金等取扱要綱等において、130万円を超える高額な契約については契約書を作成することとされているが、支払額が約269万円の修学旅行について契約書を作成していないものや、見積りの徴取に必要な仕様書が作成されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="692 965 847 1005">措置状況</td> <td data-bbox="852 965 1469 1005">1. 措置済(令和2年12月1日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="692 1012 1469 1397"> <p>130万円を超える契約については契約書を作成するとともに、見積りの徴取前に仕様書を作成するよう事務処理を改めました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済(令和2年12月1日)	<p>130万円を超える契約については契約書を作成するとともに、見積りの徴取前に仕様書を作成するよう事務処理を改めました。</p>	
措置状況	1. 措置済(令和2年12月1日)				
<p>130万円を超える契約については契約書を作成するとともに、見積りの徴取前に仕様書を作成するよう事務処理を改めました。</p>					